

## 第5次静教組男女共同参画推進行動計画（2018～2020年度）

### 男女が共に個性や能力を発揮できる社会の実現をめざして

【とりくみ方針】 男女共同参画を静教組運動の重要課題の一つに位置づける

- 推進行動計画に基づき、県本部及び単組・支部に設置されている男女共同参画推進委員会の活性化を図る。
- 男女共同参画推進に関わるとりくみを運動方針の中に位置づけ、より一層の組合員の意識化につなげる。
- [組織づくり][学びづくり][職場づくり]の3つの視点で、ポジティブアクション（積極的改善措置）を推進する。

静教組のとりくみ	単組・支部及び分会のとりくみ
<b>1 男女共同参画の視点で組織改革を図る。[組織づくり]</b>	
<p>(1) 静教組の組織や機関会議への女性参画を積極的にすすめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本部役員…30%以上をめざす。</li> <li>② 大会代議員・中央委員会代議員・中央委員…30%以上をめざす。</li> <li>③ 大会役員…50%をめざす。</li> </ul> <p>(2) 静教組が主催する学習会・集会・動員等への女性（男性）参画 30%以上を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 定期大会や中央委員会の開催要項等に女性参画目標値を明記する。</li> <li>② 定期大会等で女性（男性）の参画状況を知らせる。</li> </ul> <p>(3) 誰もが無理なく参画できる環境整備をすすめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 活動内容、分担の見直し</li> <li>② 会議の開始時刻の配慮、終了時刻の明記と厳守</li> <li>③ 会議の精選等、時間短縮のための工夫</li> </ul>	<p>(1) 単組・支部及び分会における女性参画を積極的にすすめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 役員…全単組・支部において女性役員の擁立をめざす。その後、30%以上をめざす。</li> <li>② 分会長…30%以上をめざす。</li> </ul> <p>(2) 単組・支部は、男女の意見が共に反映されるバランスのとれた参加態勢を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 定期大会の開催要項等に女性参画目標値を明記する。</li> <li>② 定期大会参加者…女性参画 50%をめざす。</li> <li>③ 定期大会役員（議長、議事運営委員等）…女性参画 50%をめざす。</li> <li>④ 単組・支部が主催する機関会議・学習会・集会等への女性参画 50%をめざす。</li> <li>⑤ 男女共同参画推進委員会の委員は男女比 1：1 を維持し、組織全体でのとりくみに努める。</li> </ul> <p>(3) 単組・支部は、誰もが無理なく参画できる環境整備をすすめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 活動内容、分担の見直し</li> <li>② 会議の開始時刻の配慮・終了時刻の明記と厳守</li> <li>③ 会議の精選等、時間短縮のための工夫</li> </ul>
<b>2 静教組運動のあらゆる機会を通して、男女共同参画について学習する場を設定する。[学びづくり]</b>	
<p>(1) 男女共同参画推進委員会を年2回以上開催する。</p> <p>(2) 静教組男女共同参画推進行動計画について、全単組・支部に対して毎年度学習の機会を設ける。</p> <p>(3) 「両性の自立と平等をめざす教育」の研究、実践をすすめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 授業実践例やデータ等を全県で共有する。</li> <li>② 全国教研「両性の自立と平等をめざす教育」分科会の参加者等による還流学習会を実施する。</li> </ul> <p>(4) 日教組、連合、県男女共同参画課等が主催するセミナーや集会に参加し、情報を発信したり還流を行ったりする。</p> <p>(5) 「クリエイティブ発信・静岡」等を活用し、男女共同参画に関わる情報を提供したり、意識を高めるための働きかけをしたりする。</p> <p>(6) 静教組立教育研究所の「子どもの権利条約推進委員会」との連携を図り、ジェンダーの視点を意識した授業実践に努める。</p>	<p>(1) 単組・支部は、男女共同参画推進委員会を開催し、課題やとりくみについての学習会を実施する。</p> <p>(2) 単組・支部は、静教組男女共同参画推進行動計画について、毎年度、全分会に対して周知の機会を設ける。</p> <p>(3) 分会は、リーフレット等を活用しながら教育活動全般をジェンダーの視点で見直す。</p> <p>(4) 単組・支部は、男女共に「両性の自立と平等をめざす教育」の研究、実践をすすめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全分会において男女共同参画に関わる授業実践を行う。</li> <li>② 単組・支部教研「両性の自立と平等をめざす教育」分科会に検討段階から男女共に参加し、学習を深める。</li> <li>③ 県教研「両性の自立と平等をめざす教育」分科会に、男女共に参加する。</li> </ul> <p>(5) 単組・支部は情宣紙等を活用し、男女共同参画に関わる情報を提供したり、意識を高める働きかけをしたりする。</p>
<b>3 ワーク・ライフ・バランスの実現を意識しながら、男女が共に働きやすい職場づくりをすすめる。[職場づくり]</b>	
<p>(1) 制度や諸権利について「マイライフ」「クリエイティブ発信・静岡」等で知らせる。</p> <p>(2) 現状や課題を明らかにするために、必要に応じて男女共同参画に関する実態調査を行う。</p> <p>(3) ジェンダーの視点に立って慣行を見直し、職場から性別による固定的役割分担をなくすためのとりくみを提案する。</p> <p>(4) 県及び政令市に対し、諸権利や休暇制度の拡充や女性管理職の積極的登用を行うように要求する。</p> <p>(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き方改革につながるとりくみを提案する。</p> <p>(6) 連合や県が主催する会合等で、職場の実態等を伝え、働きやすい社会づくりへの提言を行う。</p>	<p>(1) 単組・支部は、制度や諸権利について学習する機会を設ける。</p> <p>(2) 分会は、リーフレット等を活用しながら、ジェンダーの視点に立って職場の慣行を見直し、性別による固定的役割分担をなくすためのとりくみをすすめる。</p> <p>(3) 分会は、管理職に対し男女共同参画の視点に立った学校運営を求める。</p> <p>(4) 支部は、教育事務所や教育委員会に対し、職場環境の改善や女性管理職の積極的登用を行うように要求する。</p> <p>(5) ワーク・ライフ・バランスの実現を意識しながら、働き方についての意識改革を図るとともに、誰もが権利を行使しやすい職場づくりに努める。</p>